

令和7年度 第1回朝霞市健康づくり推進協議会

日 時 令和7年7月10日（木）
午後2時～3時
会 場 朝霞市保健センター
2階 健康教室

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

4 新委員紹介

5 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 令和6年度保健事業について（実績報告）
令和7年度保健事業について（計画）
- (3) 新型インフルエンザ等対策行動計画について
- (4) 健康まつりについて
- (5) その他

6 閉 会

令和6年度 保健事業実績報告

資料1

事務事業名	あさか健康プラン21推進事業		
〈事業を行った成果・効果〉			
あさか健康プラン21を推進したことで、市民一人ひとりが前向きに元気で生活することに寄与することができました。あさか健康プラン21(第3次)の開始にあたり、広報及び健康づくり講演会にて計画策定の報告と内容の紹介を行い、市民に市の健康づくりについて知ってもらう、自身の健康づくりについて考えていただく機会を提供することができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	あさか健康プラン21推進事業		
〈事業費〉	1,918,549 円		
〈概 要〉	ALKOOマイレージ申込件数	965 人	
	講演会参加者数	27 人	
	ASAKA健康ラウンジ参加者数	100 人	
	健康あさか普及員登録者数	427 人	

事務事業名	歯科保健事業				
〈事業を行った成果・効果〉 幼児及び成人に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、健康教育を実施したことで、虫歯予防や歯周病予防に寄与することができました。					
〈主な事業の成果〉					
〈事業名） 歯科保健事業					
〈概 要〉					
事業名	対象	受診者数	実施場所	実施回数・期間	費用
成人歯科健康診査	16歳以上の市民	100人	保健センター	6回	無料
幼児歯科健康診査	幼児(5歳児)	273人	市内協力歯科医院47箇所	9月～11月	
フッ化物塗布	3歳児健康診査受診者	848人	保健センター	24回	

事務事業名	精神保健事業		
〈事業を行った成果・効果〉			
朝霞市自殺対策計画の進捗管理を行ったことで、自殺対策の推進を図ることができました。また、ゲートキーパー研修等を充実させたことで、さらなるこころの健康づくりの推進を図ることができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	精神保健相談事業		
〈概 要〉	個別相談(電話・面接・訪問)	計80件	
	精神保健福祉相談(精神科医、精神保健福祉士)	延べ11回実施	
〈事業名〉	自殺対策事業		
〈概 要〉	ゲートキーパー研修	参加者数	80人
	こころの体温計	市民等アクセス数	23,284件

事務事業名	がん検診事業		
〈事業を行った成果・効果〉 がん検診を実施したことで、がんの早期発見・早期治療に寄与することができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	がん検診事業		
〈概 要〉	がん検診の種類	受診者数	対象者
	胃がん	5,306 人	30歳以上
	子宮がん(頸部)	4,993 人	20歳以上の女性
	子宮がん(体部) 再掲	536 人	20歳以上の女性
	乳がん	4,852 人	30歳以上の女性
	大腸がん	8,785 人	30歳以上
	肺がん	9,398 人	30歳以上
	肺がん(喀痰) 再掲	218 人	30歳以上
	前立腺がん	3,103 人	55歳以上の男性

事務事業名	成人健康診査事業																		
〈事業を行った成果・効果〉 健康診査で、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備軍を抽出し、必要な人に保健指導を実施したことで、生活習慣を改善するための機会を提供することができました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 成人健康診査事業 〈概 要〉 ・成人健康診査:健康診査の実施。健診結果を階層化し、必要な者に保健指導を実施。 ・健康診査(生活保護受給者):健康診査及び保健指導の実施。 ・肝炎ウイルス検診:肝炎ウイルス検診及び必要に応じ保健指導の実施。 <table><tr><th>検査項目等</th><th>対象者</th><th>実施場所</th><th>受診者数</th></tr><tr><td>成人健康診査(集団健診)</td><td>30歳から39歳</td><td>保健センター</td><td>318 人</td></tr><tr><td>健康診査(個別健診)</td><td>40歳以上の生活保護受給者</td><td>協定医療機関</td><td>243 人</td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>肝炎ウイルス検診を受けたことのない40歳以上</td><td>協定医療機関</td><td>177 人</td></tr></table>				検査項目等	対象者	実施場所	受診者数	成人健康診査(集団健診)	30歳から39歳	保健センター	318 人	健康診査(個別健診)	40歳以上の生活保護受給者	協定医療機関	243 人	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診を受けたことのない40歳以上	協定医療機関	177 人
検査項目等	対象者	実施場所	受診者数																
成人健康診査(集団健診)	30歳から39歳	保健センター	318 人																
健康診査(個別健診)	40歳以上の生活保護受給者	協定医療機関	243 人																
肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診を受けたことのない40歳以上	協定医療機関	177 人																

事務事業名	骨粗しょう症予防事業		
〈事業を行った成果・効果〉 骨粗しょう症の予防検診・教室など、早期発見とその予防法について啓発活動を実施したことで、生活習慣を見直す機会を提供することができました。今年度は対象者に個別通知をしたため受診者の大幅増加につながりました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 骨粗しょう症予防事業 〈概 要〉 対象 ： 40、45、50、55、60、65、70歳の女性 実施方法 ： 手首X線検査(DXA方式)			

事務事業名	予防接種事業			
〈事業を行った成果・効果〉 各種定期予防接種等を実施したことで、感染症の感染及び発症予防、症状の軽減化を図ることができました。				
〈主な事業の成果〉				
〈事業名〉 予防接種事業				
〈概 要〉 実績については下記参照				
〈令和6年度 予防接種実績〉				
種類		実施者数	接種率	対象者
ロタウイルス	ロタリックス	1,044 人	47.2%	出生6週0日後～出生24週0日後
	ロタテック	1,652 人	49.7%	出生6週0日後～出生32週0日後
B型肝炎		3,205 人	96.5%	生後2か月～1歳に至るまで
ヒブ		1,183 人	26.7%	生後2か月～5歳に至るまで
小児用肺炎球菌		4,419 人	99.8%	生後2か月～5歳に至るまで
四種混合		1,456 人	29.7%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
五種混合		3,140 人	64.0%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
不活化ポリオ		2 人	0.0%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
BCG		1,078 人	97.4%	1歳に至るまで
水痘		2,191 人	90.9%	1歳～3歳に至るまで
麻しん風しん(第1期)		1,080 人	96.3%	1歳～2歳に至るまで
麻しん風しん(第2期)		1,238 人	94.4%	平成30年4月2日～平成31年4月1日生
麻しん		0 人	0.0%	1歳～2歳に至るまで、又は、 平成30年4月2日～平成31年4月1日生
風しん		0 人	0.0%	
日本脳炎(第1期)		3,515 人	95.2%	生後6か月～7歳6か月に至るまで ※特例対象者は20歳未満
日本脳炎(第2期)		1,362 人	99.6%	9歳～13歳未満 ※特例対象者は20歳未満
二種混合(第2期)		1,028 人	80.3%	11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス (2価、4価)		1,134 人	63.9%	小学6年生～高校1年生相当年齢及び平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女子
ヒトパピローマウイルス (9価)		※		
高齢者インフルエンザ		13,326 人	46.4%	65歳以上の方、60歳以上65未満で条件を満たす方
高齢者新型コロナウイルス		5,355 人	18.7%	65歳以上の方、60歳以上65未満で条件を満たす方
高齢者肺炎球菌		345 人	28.5%	65歳、60歳以上65未満で条件を満たす方
風しん抗体検査		218 人	1.5%	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性
風しん第5期定期接種 (麻しん風しん混合)		59 人	96.7%	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体がないと判明した方
※上記定期接種者の他キャッチアップ接種実施者 3,528人				
〈事業名〉 带状疱疹任意予防接種費補助事業				
〈事業費〉 4,764,000 円				
〈概 要〉 50歳以上の市民を対象に、带状疱疹の発症や重症化を防止し、市民の健康保持に寄与するとともに経済的負担の軽減を図るため、任意予防接種に係る費用の一部を助成しました。				
接種件数:1,195				
接種人数:853				

事務事業名	管理運営事業(健康増進センター)			
〈事業を行った成果・効果〉 健康増進センターの管理運営を行ったことで、市民の健康の維持・増進及び体力づくりに寄与することができました。				
〈主な事業の成果〉				
〈事業名〉	健康増進センター管理運営事業			
〈概 要〉	開所日数	329 日		
	入場者数	249,269 人	(1日平均	758 人)
	利用内訳	プール	151,154 人	
		リフレッシュルーム	27,771 人	
		トレーニングルーム	70,344 人	

事務事業名	施設改修事業（健康増進センター）
〈事業を行った成果・効果〉 建築基準法による定期検査で要是正の指摘を受けた防火シャッター2枚の修繕を実施したことで、災害時に使用できるようになりました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 健康増進センター防火シャッター修繕 〈概 要〉 健康増進センターの防火シャッター（2枚）の修繕	

事務事業名	地域医療確保事業		
〈事業を行った成果・効果〉 晩婚化に伴う妊娠率の低下や、妊娠・出産のリスクが高まる中で、子どもを望む夫婦に対して、早期不妊治療、早期不妊検査及び不育症検査に対する助成をしたことで、少子化対策に寄与することができました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 早期不妊検査費・不育症検査費・早期不妊治療費助成事業 〈概 要〉 早期不妊検査費助成補助金 99件 不育症検査費助成補助金 13件 早期不妊治療費助成補助金 69件			

事務事業名	育み支援バーチャルセンター事業		
〈事業を行った成果・効果〉			
発達障害を含む発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援と、途切れのない総合支援を図る育み支援バーチャルセンター事業が利用されたことで、多くの発達障害児者の地域生活支援に寄与することができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	発達相談、巡回相談等の相談支援業務		
〈概 要〉	発育発達相談		
	精神発達相談	全 11回	延べ 34人
	心理相談	全 36回	延べ 87人
	発達検査	全 9回	延べ 16人
	巡回相談(保育園、幼稚園、小・中学校)	計 106回実施	
〈事業名〉	乳幼児期からの早期発見と支援事業		
〈概 要〉	1歳6か月児健診・3歳児健診での心理相談員による相談		
	1歳6か月児健診	24回	3歳児健診 24回
	親子グループ指導		
	ひまわり教室	全 10回	延べ 27人
	こぼんだグループ	全 24回	延べ 126人
	にじいろいるかグループ	全 24回	延べ 134人

事務事業名	妊婦一般健康診査等事業		
〈事業を行った成果・効果〉			
妊婦一般健康診査に係る費用のうち14回分、新生児の聴覚検査1回分、さらに令和5年度から産婦健康診査1回分の費用を助成することで、多くの妊産婦に対し、妊娠中の異常の早期発見と適切な治療や保健指導を実施することができました。また、新生児の聴覚検査実施による早期発見や、産婦に対する産後うつ予防、新生児への虐待予防に寄与しました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	妊婦一般健康診査等事業		
〈概 要〉	一般健康診査14回	延べ	14,214人
	風疹ウイルス抗体検査	//	1,197人
	B型肝炎抗原検査	//	1,197人
	C型肝炎抗体検査	//	1,197人
	子宮がん検診	//	1,157人
	HIV抗体検査	//	1,196人
	HTL-V1	//	1,198人
	クラミジア	//	1,125人
	新生児聴覚検査	//	1,033人
	産婦健康診査	//	1,012人

事務事業名	乳幼児健康診査事業		
〈事業を行った成果・効果〉 乳幼児の健全な発育発達を図るため、乳幼児健康診査を行ったことで、疾病の早期発見及び育児支援に寄与することができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	乳幼児健康診査		
〈概 要〉	健診の種類	受診者数	
	4か月児健康診査	1,064人	
	10か月児健康診査	1,075人	
	1歳6か月児健康診査	1,137人	
	3歳児健康診査	1,150人	
○実施回数	各健診とも月に2回実施		
○実施会場	朝霞市保健センター		
○協力機関等	朝霞地区医師会(全ての健診の診察)		
	朝霞地区歯科医師会(1歳6か月児健診、3歳児健診の歯科診察)		
	埼玉県歯科衛生士会(1歳6か月児健診、3歳児健診の歯科保健指導)		
	朝霞市図書館(4か月児健診のブックスタート)		

事務事業名	母子訪問指導事業		
〈事業を行った成果・効果〉 育児上、保健指導が必要と認める人に対して、保健師・助産師等による訪問指導を行ったことで、健康の保持増進を図ることができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	母子訪問指導事業		
〈概 要〉	新生児訪問指導(おおよそ生後1・2か月児とその産婦)	993件	
	乳児家庭全戸訪問指導(生後4か月児と親)	29件	
	乳幼児訪問指導(乳幼児と親)	163件	
	未熟児訪問指導(養育医療受給児とその親)	54件	
	健診未受診児訪問(保健師等訪問分のみ)	76件	
○訪問スタッフ	保健師または助産師		
○実施内容	対象者の各家庭を訪問し、下記の支援等を実施する。 ・母親の育児相談に応じる。清潔・保温・感染予防などの生活指導を行う。 ・児の発育発達を確認し。疾病を早期発見し、適切な処置を行えるよう指導する。新生児聴覚検査未実施者に対しては、検査の必要性和早期の受検を促していく。 ・栄養(母乳)の確立に向けて援助する。※育児用ミルク栄養も含む ・地域の母子保健サービス情報を伝える。等		

事務事業名	未熟児養育医療給付事業
〈事業を行った成果・効果〉 入院を必要とする未熟児の医療費について、自己負担分を公費負担したことで、扶養義務者の負担軽減を図ることができました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 未熟児養育医療給付事業 〈概 要〉 【対象者】 次のいずれかに該当する乳児(1歳未満) ①出生時体重が2,000グラム以下 ②生活力が弱く、医師が入院養育を必要と認めた場合 【給付実績】 給付実人数 65人 給付件数 159件	

事務事業名	妊娠・出産包括支援事業
〈事業を行った成果・効果〉 令和5年度から伴走型支援と出産・子育て交付金、多子世帯応援給付金の支給を開始したことで、相談支援と経済的支援を一体的に実施することができました。 また、妊娠届出時に保健師等による全妊婦への面接を行い、必要に応じて支援プランを作成したほか、妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる一貫して切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には、早期介入し支援したことに加え、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行ったことで、不安の軽減を図ることができました。 〈主な事業の成果〉 〈事業名〉 妊娠・出産包括支援事業 〈概 要〉 子育て世代包括支援センター 来所者数 1,267件 支援プラン作成者数 254件 産後ケア利用者数 31件 〈事業名〉 多子世帯応援給付金支給事業 〈概 要〉 第3子以降のこどもを出産した家庭に対し、「出産・子育て応援給付金」として10万円を支給することに加えて、市独自の施策として30万円の給付金の支給を行いました。 令和6年度支給世帯数:120世帯 〈事業名〉 出産・子育て応援給付金支給事業 〈概 要〉 妊娠時に5万円、出産時に5万円の「出産・子育て応援給付金」を支給しました。 出産応援給付金 1,244人(妊婦) 子育て応援給付金 1,088人(子ども)	

朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画

朝 霞 市
平成 2 6 年 1 1 月
(平成 3 0 年 1 2 月改定)

第 1 はじめに

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成・・・・・・・・ 2

第 2 対策の基本方針

- 1 目的及び基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 実施上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 発生時の被害想定等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 行動計画の主要 6 項目・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 緊急事態宣言時の措置・・・・・・・・・・・・・・ 17

第 3 発生段階別の対応

- 1 未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 市内未発生期(国内発生早期)・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 市内(県内)発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 市内感染拡大期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 小康期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第 4 対策項目と対応部署

- 1 未発生期における具体的対策、対応部署・・・・・・・・ 37
- 2 海外発生期～市内感染拡大期における対策項目一覧・・・・ 39
- 3 小康期における対策項目一覧・・・・・・・・・・・・ 42
- 別紙 新型インフルエンザ等対策フローチャート・・・・・・・・ 43

参考資料

- 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策・・・・・・ 44
新型インフルエンザ等の基礎知識・・・・・・・・・・・・・・ 46
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 策定の経過・・・・ 55
朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例・・・・・・・・・・・・ 56
朝霞市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱・・・・・・・・・・ 57
朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱・・・・・・・・ 58
新型インフルエンザ等対策特別措置法・・・・・・・・・・・・・・ 60

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成 2 5 年 4 月 1 3 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「特措法」という。)が施行された。

この特措法は、病原性^{※14}が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症^{※6}が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定(地方)公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と併せて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

(2) 行動計画の作成

国では、特措法第 6 条に基づき平成 2 5 年 6 月 7 日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成し、県は、特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき、平成 2 6 年 1 月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

市は、特措法第 8 条の規定により、県行動計画に基づき、「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成するものである。

市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるものである。

(3) 行動計画の対象

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

ア 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

イ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

第 1 はじめに

1 背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで 1 0 年から 4 0 年に 1 回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないため、世界的に大流行(パンデミック^{※12})し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じる可能性がある。

厚生労働省は、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため、「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画(WHO Global Influenza Preparedness Plan)」(平成 1 7 年 5 月)に進じて、同年 1 1 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体が実施する具体的な対応策を定めた。これを受けて、埼玉県では、同年 1 1 月に他の都道府県に先駆けて「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定している。

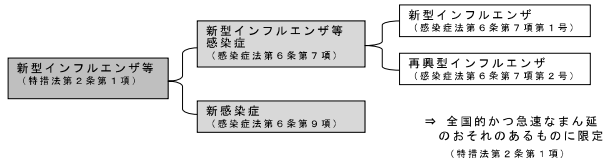
その後、平成 2 0 年 5 月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下「感染症法」という。)及び検疫法(昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号)が改正された。また、平成 2 1 年 2 月には、その後の科学的知見を踏まえて国の行動計画が抜本的に見直された。

こうした中、同年 4 月に新型インフルエンザ^{※8}(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行(パンデミック)となった。

我が国においても、同年 5 月に国内で初の感染者が確認され、1 年余で約 2 千万人ががり患したと推計された。しかし、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととして、基本的対処方針やその運用指針等が示された。その後、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、県は平成 2 3 年 2 月、国は平成 2 3 年 9 月に、それぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

また、平成 2 6 年 1 月に県が、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したことを受け、同年 1 1 月に朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

さらに、平成 3 0 年 4 月に、市の行政組織機構改革を行ったことを踏まえ、同年 1 2 月に朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。



なお、鳥インフルエンザ⁴¹⁰（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案とし、市行動計画の参考として**国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策**（44～45頁）で示す。

（４） 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、必要に応じて適時適切に市行動計画の変更を行う。

2 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

（１） 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が講じる以下の措置について、市は必要に応じてそれに協力する。なお、実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請・指示（特措法第31条）
- ・ 不要不急の外出の自粛要請（特措法第45条）
- ・ 学校、興行場等の使用等制限等の要請・指示（特措法第45条）
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）
- ・ 緊急物資の運送等（特措法第54条）
- ・ 特定物資の売渡しの要請等（特措法第55条）

（２） 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬⁴¹¹等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得るため、どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３） 関係機関相互の連携協力の確保

朝霞市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。

市対策本部長、県対策本部長及び政府本部長は、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

第2 対策の基本方針

1 目的及び基本的な考え方

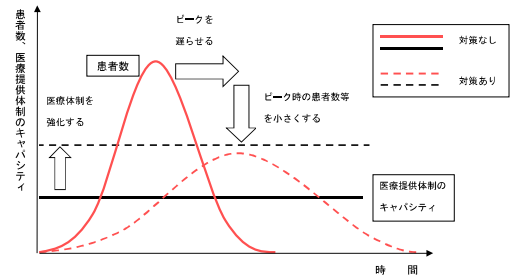
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国やそして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること**」及び「**市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること**」の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

＜対策の効果（概念図）＞



（４） 記録の作成・保存

市は、国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 発生時の被害想定等

（１） 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの感染力等）や宿主側の要因（人の免疫状態等）、社会環境などに左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、罹患率⁴¹⁶については、全人口の2.5%（第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づく）が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率⁴¹⁷については、アジアインフルエンザ等並みの中程度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

	朝霞市		埼玉県		全国	
医療機関等に受診する患者数	約1万5千人～約2万9千人		約75万人～約140万人		約4,300万人～約8,500万人	
入院患者数の上限	中程度	重度	中程度	重度	中程度	重度
	約600人	約2,300人	約3万人	約11万人	約53万人	約200万人
死亡者数の上限	中程度	重度	中程度	重度	中程度	重度
	約190人	約740人	約9,500人	約36,000人	約17万人	約64万人

※ 全国の数値は、米国疾病管理予防センターにより示された推計モデルにわが国の人口構成等の状況をあてはめるなどしたもの。埼玉県の数値は、全国の数値を人口比で按分したものである。朝霞市の数値は平成26年4月1日現在の人口（132,876人）より試算した当初の数値を基に、平成30年10月1日現在の人口（139,822人）を基準とした人口の増加率を掛けて試算。

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中程度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮していない。

※ この推計は、必要に応じて適宜見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後(感染力が消失して)職場に復帰する。

イ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。
【新型インフルエンザ等発生前】
・ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 政府の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進
・ 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県
特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。
新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

7

【新型インフルエンザ等発生時】
・ 県対策本部等を設置
・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 市
住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた判断を行い、国、県等と連携して対策を実施する。また、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施
・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携
(4) 医療機関
【新型インフルエンザ等発生前】
・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策
・ 必要となる医療資器材の確保
・ 診療継続計画の策定
・ 地域における医療連携体制の整備
【新型インフルエンザ等患者発生時】
・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携
・ 発生状況に応じて医療を提供
(5) 指定(地方)公共機関
医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ、又は知事が指定する者
【新型インフルエンザ等発生前】
・ 特措法に基づき業務計画を作成
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 新型インフルエンザ等対策を実施
・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(6) 登録事業者
医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 国の指示により臨時に予防接種を実施
・ 事業活動の継続
・ 発生前から、職場における感染対策の実施
・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施

8

(7) 一般の事業者
新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 感染防止の観点から、一部の事業を縮小
・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
(8) 市民
日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
【新型インフルエンザ等発生時】
・ 発生の状況や予防接種などの実施されている対策等についての情報を入手
・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。本市では、県の分類に基づき、6つの発生段階を次のとおり定め、その移行については、必要に応じて県と協議の上で、市対策本部が判断する。

市は、市行動計画等で示された対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言¹がされた場合には、対策の内容も変化するというに留意する必要がある。

<本市行動計画における発生段階>

国における発生段階	県における発生段階	市行動計画の発生段階	状 態
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期	市内未発生期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内での発生がない状態
	県内発生早期	市内・県内発生期	市内又は県内・隣接都県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染拡大期	市内感染拡大期	市内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

6 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、その目標と活動を(1)実施体制、(2)情報収集、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)医療、(6)市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目に分けて立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

ア 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

10

9

- イ 新型インフルエンザ等が発生した場合、こども・健康部や危機管理室を中心に関係部局の連携を確保しながら、全部局一丸となった取組を行うとともに、国、県、市や事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。また、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- ウ 政府対策本部長が埼玉県を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、政府の基本的対処方針に基づき、県は対策を検討し実施する。市は、必要に応じて県に協力する。
- エ 行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。
- オ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ等対策を関係部局等が連携、協力して講じるため、市の組織体制に準じて、次のとおり発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する。

ロ 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部

国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合、朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年朝霞市条例第35号）に基づき、市長を本部長として設置し、市内での感染拡大を可能な限り防止し、市民の健康被害を最小限にとどめることを目的とする。

構 成 員

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
委員	市長公室長、部長、審議監、危機管理監、議会事務局長、 監査委員事務局長、会計管理者、朝霞消防署長
事務局	こども・健康部健康づくり課、危機管理室
所掌事務	

- (1) 新型インフルエンザ等の対策に関する市の施策に係る重要事項を決定し、必要な対策を推進する。

ロ 朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会

平常時から市民生活の安心と安全を図るよう新型インフルエンザ等への総合的な対策を推進する。

構 成 員

委員長	健康づくり課長
副委員長	危機管理室長
委員	市長公室、総務部、市民環境部、福祉部、都市建設部、検査室、出納室、上下水道部、議会事務局、学校教育部、生涯学習部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の各課長級職員

1 1

- してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を患者等の人権にも配慮しながら明確にする。
- 提供する情報の内容は、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。
- また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。
- ロ 相談窓口の設置
- 市は、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口⁴⁸等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。
- ロ 市民の情報収集の利便性向上
- 市民の情報収集の利便性向上のため、国、県、市町村及び指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるホームページを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部又は発生段階に応じて設置された会議で調整を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

予防・まん延防止は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うものである。

ただし、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行うこととする。

イ 主な予防・まん延防止

ロ 個人における対策

海外発生期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

1 3

事務局

所掌事務

- こども・健康部健康づくり課、危機管理室
- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画等の策定に関すること。
- (3) その他新型インフルエンザ等対策に関する必要な事項

(2) 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、国や県が実施するサーベイランス⁴⁹により、いずれの段階においても新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から収集し、効果的な対策に結び付けることが重要である。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は県とともに、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供により、新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらい、発生時の市民等の適切な行動につなげる。

特に、児童、生徒等に対しては、学校での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉部やこども・健康部、学校教育部等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供している。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

ロ 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮

1 2

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うため、市は必要に応じてそれに協力する。

ロ 地域対策・職場対策

市内発生早期から、学校における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、政府の基本的対処方針に基づき、県が、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うため、市は必要に応じてそれに協力する。なお、施設の使用制限等を円滑に行うため、未発生期においても関係者への周知に努める。

ロ その他

海外発生期には、その状況に応じた感染症危険情報の提供を行う。

感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図る。

ウ 予防接種

ロ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるブレパンデミックワクチン⁴¹⁵とパンデミックワクチン⁴¹³の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ロ 特定接種

a 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

b 特定接種の対象となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

(a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」

1 4

- という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- 市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- c 接種順位等
- 国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会(政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会)の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。
- 住民接種
- a 臨時接種
- 特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの住民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。
- この場合、市は、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。
- b 新臨時接種
- 一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととする。
- この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。
- c 接種順位
- 住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【参考：政府行動計画における接種順位の基本的な考え方】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

[a]	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群(基礎疾患を有する者及び妊婦)
-----	-----------	--

1 5

- 食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- 健康相談窓口の設置
- 市は、必要に応じて、健康相談窓口を設置し、健康上の問題に関する市民の相談に対応する。
- 医療機関等との連携
- 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市を通じた連携だけではなく、医師会・学会等の関係機関のネットワークを活用する。
- 患者の移送
- 感染症法第26条で準用する第19条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザ等の患者については、県が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県が移送を行う。
- 感染症法第46条の規定に基づく入院の対象となった新感染症の患者については、感染症法第47条の規定に基づき、県が移送を行う。
- 県は、上記の患者が増加し、県による移送では対応しきれない場合は、事前に消防機関等と協議し、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制を確立させる。
- 市は、県が実施するこのような措置に対し、必要に応じて協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、こうした場合、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

7 緊急事態宣言時の措置

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招く恐れがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、

[b]	小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
[c]	成人・若年者	
[d]	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。

d 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

□ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

(5) 医療

ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 発生早期における医療体制の維持・確保

□ 医療に関する情報提供等

海外発生期以降の段階では、県が実施する正確かつ迅速な情報提供体制の維持(症例定義や診断・治療に関する情報等の周知、院内感染対策の強化の要請等)、外来・入院医療体制の確保(受入れ可能患者数等の把握、感染症指定医療機関等との調整等)に対し、市は必要に応じて協力する。

□ 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、市は必要に応じて協力する。

□ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、

1 6

又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者の発生が見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、市対策本部を直ちに設置し、政府の基本的対処方針及び市行動計画に基づいて、全庁一体となった対策を推進するとともに、以下の対策を行う。

□ 市が新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体における代行、応援等の措置の活用を行う。

□ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

□ 県が政府の基本的対処方針に基づき実施する以下の措置に対し、市は、必要に応じてそれに協力する。

ア 新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

イ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

ウ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等に対し、期間を定めて施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請や指示を行う。

エ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育施設等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

□ 市は、住民に対する予防接種については、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

□ 県が必要であると認めるときは、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を市が行うこととする。

□ 水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

□ 市は県とともに、市民生活及び市民経済の安定のため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

□ 市は、県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

□ 市は、県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行

1 7

1 8

- う。
- 市は、県の要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
 - 市は、県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
 - 市は、国、県及び指定地方公共機関等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

第3 発生段階別の対応

1 未発生期

- ・ 国内外において新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

発生に備えて体制の整備を行う。

朝霞市の主な対応	
(1) 実施体制	① 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直していく。 ② 埼玉県保健医療政策課、朝霞保健所、埼玉県南西部消防本部（以下、「消防本部」という。）及び他市町村との連絡体制の確保を図る。 ③ 朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会及び朝霞地区薬剤師会との連絡体制の確保を図る。 ④ 関係機関及び関係部局と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認や訓練を実施する。
(2) 情報収集	① 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集を行う。 ② 朝霞地区4市での連携を図り、広域的な取組を行う。 ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。
(3) 情報提供・共有	① 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理し、広報のあり方を検討する。

《利用可能な媒体・機関例》

広報あさか、市ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メール配信サービス、市掲示板、電光掲示板、テレビ埼玉データ放送、学校だより、保育園・幼稚園等のお知らせ、朝霞地区医師会、各報道機関等

- ② 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。
 - ③ 提供する情報の内容について統一を図り、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
 - ④ 市内の障がい者や外国人等に配慮した情報提供を行う。
 - ⑤ 発生前から情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県の発信する情報入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
 - ⑥ 発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。
- (4) 予防・まん延防止
- ① 個人対策のほか、職場における感染対策について周知を図る。
 - ② 国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。
 - ③ 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から特定接種に係る労務又は施設の確保その他の協力を求められた場合は協力する。
 - ④ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は同条第3項に基づき、市民に対し速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
 - ⑤ 朝霞地区医師会及び朝霞保健所管内自治体と連携し、広域的な接種が可能となるよう努める。
 - ⑥ 市民に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- (5) 市民生活及び市民経済の安定の確保
- ① 市として必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を策定する。
 - ② まん延時における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
 - ③ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備

- する。
- ④ 必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は兼ねることができるものとする。
- ⑤ 広報（ホームページ、広報あさか等）を通じ、新型インフルエンザ等の正しい知識の普及・啓発を行う。
- ⑥ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて啓発する。

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

【目的】

国内発生に備えて体制の整備を行う。

新型インフルエンザ等の国内侵入の状況を注視し、市内発生への遅延と早期発見に努める。

朝霞市の主な対応

(1) 実施体制

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府が初動対処方針について協議・決定をした場合には、必要に応じて朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機警戒本部を設置する。

(2) 情報収集

- ① 海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

- ① 市民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び対応状況等を適宜情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ③ 新型インフルエンザ等の一般的な問合わせに対応できる相談窓口を設置する。

(4) 予防・まん延防止

- ① マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。

- ② 国の決定に基づき、職員に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ③ 特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の案内など、接種に必要な情報を提供する。
- ④ 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ⑤ 国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本に、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（流行時の外出自粛、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒、定期的なインフルエンザワクチンの接種）について、改めて市民へ周知する。
- ② 市内感染期には、社会・経済活動の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人一人の協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者等に徹底する。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて啓発する。
- ④ 県からの要請を受け、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策物品及び要支援者へ配布する必需品等の確保を図る。

3 市内未発生期（国内発生早期）

- ・国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本市では発生がない状態

【目的】

市内発生に備えて体制の整備を行う。

朝霞市の主な対応

(1) 実施体制

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は、必要に応じて朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会を開催し、情報収集及び対応方針の確認を行うとともに、今後の市の対応策等について協議する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を設置する。

【緊急事態宣言時の措置】

国が特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言を行った場合は、同法第34条に基づき市対策本部を設置する。

(2) 情報収集

- ① 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国・県等を通じて必要な情報を収集する。
- ② 市内での新型インフルエンザ等発生への早期把握に努める。

(3) 情報提供・共有

- ① 市民に対し、国内外での発生状況と具体的な対策等の情報を速やかに提供する。
- ② 個人レベルでの感染対策や医療機関の受診方法等を周知するほか、職場、学校、事業所等での感染対策についての情報提供を行う。
- ③ 国が配布するQ&Aを参考に、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

- ① 政府の基本的対処方針を踏まえて、市は、市民及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に対して、特定接種を実施する。
- ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て住民接種を開始する。
- ③ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言時の措置】

県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ただし、住民接種については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

- ① 県が講じる以下の措置について、市は必要に応じてそれに協力する。
 - ・ 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・ 学校、保育施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行う。
 - ・ 学校、保育施設等以外の施設については、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
 - ・ 公共交通機関については、施設制限対象とはしていないが、適切な運送を図るための対策の呼び掛けを行う。
- ② 住民接種については、基本的方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。
- ② 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行

動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に備えた事前の食料、生活必需品等の備蓄の推奨を広報等を通じて要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策物品を公共施設及び要支援者へ配布する。

【緊急事態宣言時の措置】

- ① 特措法第52条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 特措法第59条に基づき、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 必要に応じ、市民からの相談窓口・情報集約窓口の充実を図る。

4 市内（県内）発生期

・市内又は県内・隣接都県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

市内での感染拡大をできる限り抑える。
患者に適切な医療を提供する。
感染拡大に備え、体制を整備する。

朝霞市の主な対応

(1) 実施体制

- ① 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部及び対策委員会を開催し、市内発生早期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を開催する。

【緊急事態宣言時の措置】

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき朝霞市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに開催する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、県及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) 情報収集

- ① 国・県を通じて、国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

- ① 市民一人一人が採るべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ② 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

- ③ 国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ④ 国が配布するQ&Aを参考に、相談窓口で適切な情報提供を行い、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

【緊急事態宣言時の措置】

市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。

(4) 予防・まん延防止

- ① 県と連携し、以下の措置を行う。
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - ・ また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- 学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。
- また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染対策を講じるよう要請する。
 - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ② 政府の基本的対処方針を踏まえて、市は、市民及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員に対して、特定接種を実施する。
- ③ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置
- ② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施

(5) 医療

- ① 国、県及び消防本部と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 引き続き、市内未発生期の対策を実施する。

【緊急事態宣言時の措置】

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ④ 県からの要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

5 市内感染拡大期

市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなかった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

【目的】

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
- ・医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

朝霞市の主な対応

(1) 実施体制

- ① 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部及び対策委員会を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。
- ② 消防本部は、埼玉県南西部消防本部新型インフルエンザ危機対策本部を継続する。

【緊急事態宣言時の措置】

- ① 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき朝霞市新型インフルエンザ等対策本部を直ちに開催する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の自治体による代行、応援等の措置の活用を行う。
- ③ 市対策本部は、県及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。
- ④ 状況により、業務継続計画及び計画体制へ移行する。

(2) 情報収集

- ① 国内外での発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性について、必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

- ① 国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ② 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供

3 1

する。

- ③ 関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。
- ④ 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。
- ⑤ 県の要請に応じ、状況の変化に応じた国のQ & Aの改訂版を参考に、相談窓口で適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を図る。

【緊急事態宣言時の措置】

県を区域として緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、市内未発生期において緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置を行う。

(4) 予防・まん延防止

- ① 県と連携し、以下の措置を行う。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - 学校に通う患者については、校長が出席停止の期間の基準に沿って、学校医その他の医師に意見を聞き、出席停止の指示をする。
 - また、保育施設等に通う患者については、一定期間自宅待機（出席停止）とするよう要請する。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ② 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

3 2

【緊急事態宣言時の措置】

特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市内未発生期において緊急事態宣言がなされている場合に講じることとされている措置
- ② 住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

・医療

- ① 国、県及び消防本部と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言時の措置】

特措法第48条第2項の規定により、県が必要があると認めるときは、県と協議の上、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

・市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 新型インフルエンザ等の流行が収まるまで、各世帯で食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策を講じた上で行い、また、電気、ガス、水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図る。

【緊急事態宣言時の措置】

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ② 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそ

3 3

れがあるときは、国及び県と連携し、市行動計画の定めるところにより適切な措置を講じる。

- ④ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ⑤ 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。
- ⑥ 国から県を通じて行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬戸を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- ⑦ 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

3 4

6 小麻期

- ・ 新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状態

【目的】

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

朝霞市の主な対応	
(1) 実施体制	
①	国が特措法第32条第5項に定める新型コロナウイルス等緊急事態解除宣言を行ったときは、同法第34条に基づく市対策本部の設置を解除する。
①	政府対策本部及び県対策本部が継続されている間は、朝霞市新型コロナウイルス等対策委員会がその事務を引き継ぐ。
②	消防本部は、埼玉県南西部消防部新型コロナウイルス危機対策本部を継続する。
(2) 情報収集	
①	国内外での発生状況について、情報収集を継続する。
②	再流行の早期発見に努めるため、学校・保育施設等での集団発生状況の把握を強化する。
(3) 情報提供・共有	
①	流行の第二波に備え、市民、事業所等のほか、市内の外国人等に配慮した情報提供と注意喚起を行う。
②	適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提供を行う。
③	関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えて流行状況を把握する。
④	状況を見ながら国からの要請に基づいて、相談窓口体制を縮小する。
(4) 予防・まん延防止	
①	市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止対策を順次縮小する。
②	流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種

3 5

を進める。

【緊急事態宣言時の措置】

特措法第32条第1項に定める緊急事態宣言がされているときは、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ① 必要に応じ、引き続き市民に対し、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。
 - ① 要援護者の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。
 - ② 不足する新型コロナウイルス等対策物品の確保を行う。

【緊急事態宣言時の措置】

国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型コロナウイルス等緊急事態措置を縮小・中止する。

3 6

第 4 対策項目と対応部署

各流行段階における対策項目については、下記のとおりあらかじめ対応する部署を定める。
なお、火葬能力等の把握や記載の無い事項については、対策本部・対策委員会において対応する部署を決定する。対策項目については、流行段階に基づき実施するものとする。

1 未発生期における具体的対策、対応部署

具体的対策		対応部署
実 施 体 制	朝霞市新型コロナウイルス等対策委員会の設置・開催	健康づくり課 危機管理室
	関係機関との連携	健康づくり課 危機管理室
	「朝霞市新型コロナウイルス等対策行動計画」及び「朝霞市新型コロナウイルス等対策業務継続計画」の適宜見直し	健康づくり課 危機管理室
	新型コロナウイルス等の発生に備えた訓練の実施	健康づくり課 危機管理室
	消防本部との連絡調整	健康づくり課 危機管理室
情 報 収 集 ・ 情 報 提 供	鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等に関する国内外の情報の収集	健康づくり課
	患者発生サーベイランス（朝霞保健所管内の定点医療機関における感染症発生動向調査：県公衆衛生担当・朝霞保健所より通知）	健康づくり課
	市内小・中学校の欠席者数・学級閉鎖数等の把握	教育管理課
	市内保育施設、放課後児童クラブの欠席者数・登園自粛等の状況把握	保育課
	市内幼稚園の欠席者数・学級閉鎖数等の把握	保育課
	市内障害者施設の患者数等の把握	障害福祉課
	市内特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホームの患者数等の把握	長寿はつらつ課
	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（家きん）におけるインフルエンザのサーベイランス	産業振興課
	環境省が実施する野鳥サーベイランスへの協力及び鳥類をはじめとする動物の異常死の状況把握	環境推進課
	情 報 提 供	広報・ホームページ・駅前電光掲示板・防災無線の対応 システム・プロモーション等
予防・まん延防止	感染防止策、各段階における情報提供内容・媒体の検討	健康づくり課

3 7

市民生活及び市民経済 の安定の確保	まん延時における在宅の高齢者、障害者等への生活支援等の検討	長寿はつらつ課 障害福祉課
	対策用品の管理・調達	健康づくり課
	火葬場の火葬能力及び一時的遗体安置施設の把握・検討	対策本部

（共通の対策）

3 8

2 海外発生期～市内感染拡大期における対策項目一覧

対策項目		流行稼働				対応部署
		海外発生期	市内未発生期 (国内発生 早期)	市内・県内 発生期	市内感染 拡大期	
具体的対策		適用の目安				
実施体制	対策委員会の設置・開催	○	○	○	○	健康づくり課 危機管理室
	対策本部の設置・開催	—	○	○	○	健康づくり課 危機管理室
	関係機関との連携	○	○	○	○	関係部局
	県への要請業務への協力	—	○	○	○	関係部局
	業務継続計画体制への移行・その継続	—	—	○	○	全庁
情報収集・ 情報提供	未発生期から実施している各種サーベイ ランス	○	○	○	○	健康づくり課 保育課 教育管理課 長寿はつらつ課 障害福祉課 産業経済課 環境推進課
	埼玉県・近隣市町との発生動向の情報共有	○	○	○	○	健康づくり課
	国内外の発生状況や対策の情報提供、住民 への注意喚起	○	○	○	○	健康づくり課
	市内における流行状況の公表	—	—	○	○	健康づくり課 シティ・プロモーション課
	食料品・生活必需品の備蓄の推奨	○	○	○	○	健康づくり課
予防・まん 延防止	市民、事業所、学校、福祉施設等に対する 手洗い・咳エチケットなど感染予防策の 啓発・勧奨	○	○	○	○	健康づくり課
	接触者に対する外出自粛要請	—	—	○	○	健康づくり課
	学校等の臨時休業等の基準の調整・改正	△	○	○	○	教育管理課
	学校等の臨時休業等の基準の適用	—	—	○	○	教育管理課
	学校等に対する臨時休業等の要請	—	—	△	○	対策本部

3 9

予 防 ・ まん 延 防 止	(発生地域単位)					
	社会福祉施設、通所施設等の設置者に対する 臨時休業等の要請	—	—	—	○	対策本部
	社会活動制限の検討	○	○	○	○	対策委員会
	集会主催者等に対する活動自粛の要請 (発生地域単位)	—	—	○	○	対策本部
	集会主催者等に対する活動自粛の要請	—	—	—	○	対策本部
	住民に対する外出自粛の要請 (発生地域単 位)	—	—	○	○	対策本部
	住民に対する外出自粛の要請	—	—	—	○	対策本部
	事業所に対する有症状従業員の出勤停止・ 受診勧奨の要請 (発生地域単位)	—	—	○	○	関係部局
	事業所に対する有症状従業員の出勤停止・ 受診勧奨の要請	—	—	—	○	関係部局
	事業者に対する職場における事業継続に不可 欠な重要業務への重点化 (不要不急の業務の 縮小) の準備の要請	○	○	○	—	関係部局
	事業者に対する職場における事業継続に不可 欠な重要業務への重点化 (不要不急の業務の 縮小) の要請	—	—	—	○	関係部局
	病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が 集まる施設等における感染対策強化の要請	—	—	—	○	健康づくり課 長寿はつらつ課
	公共交通機関等に対する利用者へのマスク着 用の励行の呼びかけ等の要請	—	—	—	○	まちづくり推進課
	高齢者等へのインフルエンザワクチン接種の 勧奨	○	○	○	○	健康づくり課
	公共施設での手洗い・うがいの励行勧奨 手指アルコール消毒の実施	○	○	○	○	健康づくり課
医 療	閉鎖可能な公共施設の閉鎖	—	—	○	○	関係部局
	医療体制の維持・確保、健康相談窓口の設置	△	△	○	○	健康づくり課 長寿はつらつ課 障害福祉課
	患者の搬送	—	—	○	○	消防本部

4 0

市 民 生 活 及 び 市 民 経 済 の 安 定 の 確 保	在宅障害者や高齢者等への支援等の準備・ 実施	—	○	○	○	障害福祉課 長寿はつらつ課
	遗体安置施設等の確保・設置準備・利用 (火葬能力を超えた場合の備え)	△	—	○	○	対策本部
	死亡者に対する円滑な埋火葬対策	—	—	—	△	対策本部
	ごみ処理機能の保全準備	—	—	—	○	資源リサイクル課
	対策用品の確保	○	○	○	○	健康づくり課
	社会機能維持事業者に対する事業継続に向け た取組の要請	—	○	○	—	関係部局
	社会機能維持事業者に対する事業継続の要請	—	—	—	○	関係部局
	混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の 予防・取締り要請	—	△	△	△	地域づくり支援課

※ ○：原則適用する △：必要に応じて適用する ×：中止・終了する —：原則適用しない (又は非該当)

※ 対策本部事務局 (健康づくり課・危機管理室) においては、上記各関係部局との連絡調整や必要な協力等を行う。

3 小康期における対策項目一覧

具体的対策		適用の目安	対応部署
情報 収集 ・ 情報 提供	未発生期から実施している各種サーベイランス	○	健康づくり課 保育課 教育管理課 長寿はつらつ課 障害福祉課
	埼玉県・近隣市町との患者発生動向の情報共有	○	健康づくり課
	第二波に備えた情報提供と注意喚起	△	健康づくり課
予 防 ・ まん 延 防 止	これまでの対策の評価、計画等の見直し	○	健康づくり課
	社会機能維持事業者に対する被害状況等の確認の要請、 第二波に備えた事業継続に必要な支援	○	関係部局
	学校等の臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策の 中止の検討・周知	○	関係部局
	事業所で縮小・中止していた業務の再開の検討、周知	○	関係部局
市 民 生 活 及 び 市 民 経 済 の 安 定 の 確 保	新たな発生や流行の再燃に備えた対策物資の確保	○	健康づくり課

※ ○：原則適用する △：必要に応じて適用する ×：中止・終了する —：原則適用しない (又は非該当)

※ 対策本部事務局 (健康づくり課・危機管理室) においては、上記各関係部局との連絡調整や必要な協力等を行う。

4 1

4 2